

石川県高等学校体育連盟規約

第1条 本連盟は石川県高等学校体育連盟と称する。

第2条 本連盟は高等学校における体育の健全な発展を図ることを目的とする。

第3条 本連盟はその目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高等学校体育に関する調査研究
- (2) 高等学校生徒の各種体育行事の開催
- (3) 体育に関する他団体との連絡調整
- (4) その他本連盟の目的達成に必要な事業

第4条 本連盟に事務局を置く。事務局は会長が指定する場所に置くものとする。

2 事務局に関する細則は別に定める。

第5条 本連盟は、石川県内の高等学校及び特別支援学校で、本連盟に加盟した学校をもって組織する。

第6条 本連盟に下記の競技種目別の専門部を置く。

- (1) 陸上競技部
- (2) 卓球部
- (3) バスケットボール部
- (4) バレーボール部
- (5) 水泳部
- (6) 体操部
- (7) 相撲部
- (8) ボクシング部
- (9) ハンドボール部
- (10) サッカー部
- (11) ラグビー部
- (12) 登山部
- (13) スキー部

- (14) ソフトボール部
- (15) バドミントン部
- (16) 柔道部
- (17) 剣道部
- (18) 弓道部
- (19) ソフトテニス部
- (20) テニス部
- (21) ボート部
- (22) レスリング部
- (23) 自転車競技部
- (24) ウエイトリフティング部
- (25) フェンシング部
- (26) ヨット部
- (27) ホッケー部
- (28) 空手道部
- (29) トランポリン部
- (30) 馬術部
- (31) なぎなた部
- (32) アーチェリー部
- (33) カヌー部
- (34) ボウリング部
- (35) ライフル射撃部
- (36) 少林寺拳法部
- (37) 定通制部

2 専門部は、各学校の当該運動部を基盤とする活動を通して本連盟の目的達成に寄与するものとし、その構成に関する細則は別に定める。

第7条 本連盟に次の役員を置く。

会	長	1	名	
副	会	長	4	名
評	議	員(加盟校数)	名	

理 事 長	1 名
副 理 事 長	3 名
理 事 事(加盟校数)	名
	+ 若干名
常 任 理 事	若干名
総 務 理 事	若干名
専 門 部 長	37 名
専 門 部 副 部 長	若干名
専 門 部 委 員 長	37 名
専 門 部 副 委 員 長	若干名
監 事	3 名

第8条 評議員は加盟校の校長とし、評議員会を構成して本連盟の重要事項を審議決定する。

第9条 会長・副会長は、評議員会で互選する。会長は、本連盟を代表して会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第10条 会長は評議員会にはかり、理事長及び副理事長を委嘱する。

理事長は、理事会を代表して会務を処理し、その運営にあたる。

副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

第11条 理事は次により会長が委嘱する。

(1) 加盟校より当該校長の推薦する者 各1名

(2) その他適当と認める者 若干名
理事は理事会を構成し、本連盟の予算・決算・事業計画及びその他について審議する。

第12条 常任理事は、理事の中から会長が委嘱する。

常任理事は、常任理事会を構成し、本

連盟が行う事業の立案・運営その他緊急な事項を審議する。

第13条 総務理事は、理事の中から会長が委嘱する。

総務理事は、事務局の構成員となりその運営を掌る。

第14条 専門部長・専門部副部長は、評議員会で互選する。

専門部長は、専門部の部務を統括する。専門部副部長は、専門部長を補佐し、専門部長に事故あるときはその職務を代行する。

第15条 専門部委員長は専門部長の推薦した者を評議員会にはかり、会長が委嘱する。

専門部委員長は専門部長を補佐し、部務を処理する。

第16条 監事は評議員会で互選し、本連盟の会計を監査する。

第17条 本連盟に顧問及び参与を置くことができる。

顧問及び参与は、本連盟の重要事項について会長の諮問に応ずる。

第18条 役員の任期は1カ年とする。ただし再任を妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。役員は任期が満了しても、その後任者が就任するまでその職を行う。

第19条 本連盟の会議は次のとおりとする。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会
- (4) 専門部長会
- (5) 専門部委員長会
- (6) 調査研究委員会

2 評議員会、理事会、常任理事会、専門部長会、専門部委員長会、調査研究委員会は、会長がそれぞれ必要に応じて招集

するものとする。

第20条 本連盟の経費は、加盟校負担金及び補助金その他をもって充てる。

2 加盟校負担金の額についての細則は別に定める。

第21条 本連盟の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第22条 本連盟の予算及び決算は評議員会の承認を得なければならない。また、本連盟の会計は評議員会の監査を受けなければならない。

2 専門部はその予算・決算を会長に報告しなければならない。

第23条 本連盟の会計規則については別に定める。

第24条 本連盟の加盟校は、本連盟の承認を得ないで、本連盟の主催・共催または後援する以外の体育行事に生徒を参加させることができない。

第25条 本規約の改正は、評議員会の承認を経なければならない。

第26条 本連盟は、全国高等学校体育連盟及び北信越高等学校体育連盟に加盟する。

第27条 本連盟は、石川県スポーツ協会に加盟することができる。

付 則 本規約は、平成21年4月1日より施行する。

石川県高等学校体育連盟細則

第1条 規約第4条第1項にいう会長が指定する事務局の設置場所は、次のとおりとする。

金沢市大樋町16番1号

石川県立金沢桜丘高等学校内

専用電話(076) 252-4273

第2条 規約第4条第2項にいう事務局に関する細則は次のとおりとする。

(1) 事務局の業務

総 務……事務局全般の業務の企画・統括・整理に関すること。

広 報……広報活動・年鑑・通報等の編集・発行に関すること。

渉 外……連盟としての渉外に関すること。

会 計……連盟の会計に関すること。

(2) 事務局の職員構成

事務局長 1名

事務局員 7名
(総務理事が当る)

事務員 1名
(専任)

(3) 事務局職員の雇用及び勤務条件、給与等は別に定める。

第3条 規約第6条第2項にいう専門部の構成は次のとおりとする。

(1) 構 成 員

専門部長 1名

専門部副部長 (1名)

専門部委員長 1名

専門部副委員長 (1名)

専門部委員若干名

専門部副部長、専門部副委員長は必要に応じて委嘱する。

(2) 職務並びに委嘱方法

専門部長……規約第14条参照

専門部副部長……規約第14条参照

専門部委員長……規約第15条参照

専門部副委員長…専門部委員の中から部長が委嘱する。

専門部委員長を補佐し、専門部委員長に事故あるときはその職務を代行する。

専門部委員………部長が委嘱し、部務の執行に当る。

(3) 専門部委員会

必要に応じて部長が招集し、部務を審議する。

第4条 規約第13条の総務理事の構成は、概ね次のとおりとする。

加賀地区(加賀市 小松市 能美市) 1名

金沢地区(白山市 石川郡 金沢市 河北郡

かほく市) 5名

能登地区(羽咋市 羽咋郡 鹿島郡 七尾市

鳳珠郡 輪島市 珠洲市) 1名

第5条 規約第20条第1項にいう加盟校負担金の額は、次の基準による。

- (1) 全日制 1人900円(5月1日現在の生徒数による)
- (2) 定時制 1人500円(5月1日現在の生徒数による)
- (3) 通信制 一括40,000円
- (4) 特別支援学校 1人100円(5月1日現在の生徒数による)

第6条 この細則の改正は、理事会の議を経て評議員会の承認を得なければ

ならない。

付 則 本規約は平成17年4月1日より施行する。
令和2年4月1日より改正する。